

ご利用ください 便利な支払い方法

「口座振替」による自動引き落とし

口座から市税などを自動的に引き落とす口座振替は、納め忘れもなく安心です。振替手数料は不要です。

申し込み▶次のいずれかの方法で

- 市税等を取り扱う金融機関に口座がある人は、通帳、届け出印、納税通知書を持参し、直接市内の取扱金融機関または市役所収納課へ
- 納付書に同封された口座振替の申込用紙に必要事項を記入し、郵送(切手不要)で
- 収納課に直接または電話で口座振替の申込用紙を請求。返信用封筒で返送(切手不要)または直接収納課へ

※申込用紙は市内の取扱金融機関窓口にも備え付けてあります。

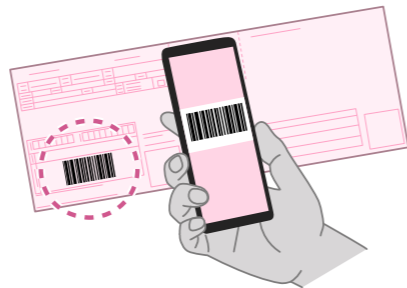


18ページ「市税等の納付は口座振替が便利です」もごらんください。

市税などがアプリで納付できます

表面にバーコードが印刷されている納付書は、スマートフォンの各種アプリで読み取り、納付ができます。

※納付金額が1枚当たり30万円を超える納付書や、バーコードがない納付書はアプリでの納付ができません。また、納付期限から一定期間経過している納付書も、アプリからの納付ができない場合があります。



利用できるアプリ決済サービス

- PayPay 請求書払い
- J-Coin 請求書払い
- LINE Pay 請求書支払い
- au PAY (請求書支払い)
- d払い 請求書払い
- モバイルレジ

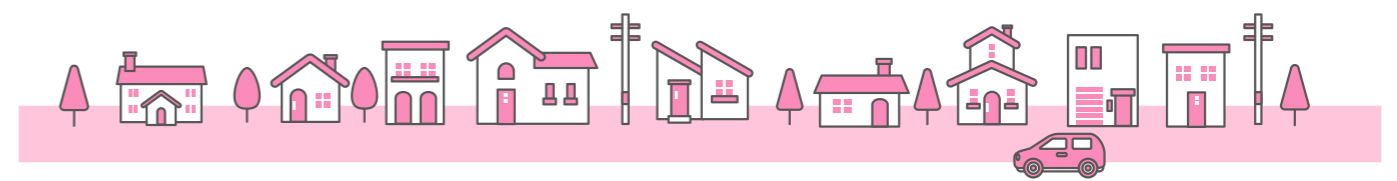
対象の市税・料金▶市・県民税、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産分)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所入所者負担金(保育料)、保育所入所者使用料(保育料)。

納税が困難なときは早めに納税相談を

市税の納付について相談を受け付けています。失職や病気などの事情により期限内納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。土・日曜日も開設しています。

開設時間▶月～土曜日:午前8時30分～午後5時、日曜日:午前8時30分～午後0時30分(12月29日～1月3日と月～金曜日の祝日・振替休日を除く。平日夜間に電話相談を受け付ける場合もあります)

ところ▶市役所収納課(電話相談も可)。



特集 市税は暮らしを支える大切な財源です

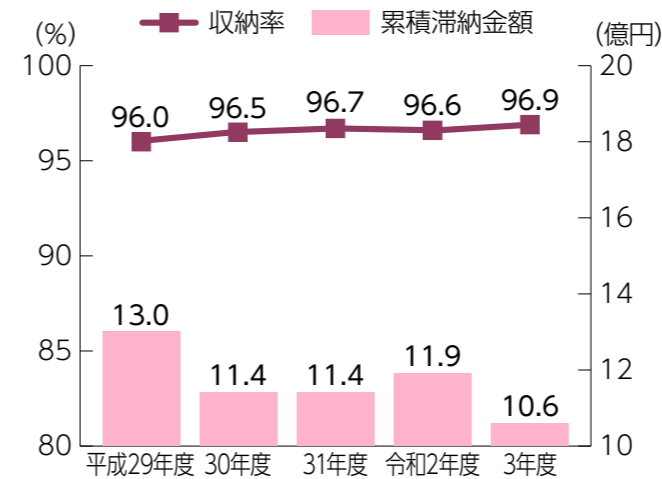


市役所収納課 ☎(260)5241～3 FAX(263)6843

市民の皆さんが納付している市民税や固定資産税などの市税は、市の歳入で最も大きな柱となる財源です。令和5年度予算案では、市の一般会計歳入の44.9%を占めています。

納付された市税は、福祉や教育、健康づくり、子育て、環境、防災などの事業や公園・道路などの社会資本の整備などに使われ、皆さんの日々の生活を支えています。

市税の収納率と累積滞納金額



市税の収納率は横ばいで、昨年度は96.9%でした。累積滞納金額は約10.6億円となっています。滞納金の回収にはコストがかかり、期限内に納付した人の税金もそのために使われます。税負担の公平性や、より充実した市民サービスの提供のために、期限内に納付することが大切です。

市税の納付 Q & A



Q: コンビニで納付書が使えないと言われたときはどうするの？

A: 再発行などの対応をしますので、収納課へお問い合わせください。



Q: 納付期限を過ぎた後、督促状が届いたときはどうするの？



Q: 市外に引っ越したり、自宅などを売った後も大和市に納付をするの？

A: 市・県民税は各年1月1日現在の住所地(生活の本拠地)で課税されます。固定資産税は各年1月1日現在の所有者に課税されます。そのため、令和5年1月2日以降に引っ越したり、自宅を売却した場合でも、令和5年度分の市・県民税や固定資産税は大和市に納付する必要があります。



A: 金融機関やコンビニなどでの納付確認に日数がかかるため、納付後に督促状が届く場合があります。督促状の内容が領収書と同じ場合は行き違いですので、ご容赦ください。

